

複写権の日本複写権センターへの委託について

庶務担当理事

日常的に行われている文献等の無断コピー（著作権法違反）から著作権を守り、不法状態を解消して、コピーの利用者から著作権使用料を一括して徴収するために「日本複写権センター」が設立された。検討の結果、日本気象学会も「日本複写権センター」に複写権の委託をすることにした。この間の事情について以下に述べる。なお複写などが関係する著作権法については、蔵重・村上（天気，1988年，35巻，361～371ページ）の詳しい解説がある。

1. 背景

複写機が至るところに設置されて、複写（コピー）が気軽にとられている。著作権法によると、私的な使用や一部の例外的なものに限り著作物の複写が認められているだけで、日常行われている複写の大部分は、著作権者の許諾が必要であり著作権法に違反した行為である。しかし複写に際して、そのつど著作権者の許諾を得ることは、煩雑で現実的には不可能ということもあって、違法な複写が放任されてきた。

2. 日本複写権センターの設立

こうした状態を解消させるために1991年9月に日本複写権センターが設立された。日本複写権センターは、複写権の委託を受けて集中的に管理することにより、著作権者等の権利を守るとともに、利用者にとっては合法的に複写ができるという便宜を図ることを目的とする団体である。

まず日本複写権センターと経団連との間で、複写による著作権使用料の徴収についての合意が得られ、複写の利用者である一部上場企業と日本複写権センターは複写許諾契約を結び、著作権使用料の徴収が1992年度から始められることになった。今後さらに一般の企業や官庁、大学、研究機関等へも、順次、契約を広げていく予定である。

なお複写権が委託されていない出版物については、複写の利用者が著作権者に複写の許諾を直接求めなければならないという不便さが残るので、なるべく多くの著作権者が複写権を日本複写権センターに委託する必要がある。

る。

3. 日本気象学会の対応

日本複写権センターの準備段階から日本気象学会に対して数回にわたり複写権を委託するよう要請があった。気象学会としては、1991年の7月と11月に行われた説明会に常任理事が参加するとともに、1991年12月の常任理事会において日本複写権センターの会員団体のひとつである学協会著作権協議会の理事と事務局長から説明を受けるなど情報収集に努めた。常任理事会で検討の結果、複写権を日本複写権センターに委託する方向で作業を進めることが了承され、1992年5月の第5回理事会で確認された。

4. 残された課題

複写権を委託するには、日本気象学会の出版物の著作権が気象学会に帰属することを明らかにしておく必要がある。天気・気象集誌・予稿集は、著作権が気象学会に属することが既に投稿規定等に明記されているが、気象研究ノートについてはまだである。気象研究ノートも1993年1月以降に発行されるものについては、日本気象学会として著作権を主張できるように早急に条件を整えることにしている。その時点で気象学会の複写権を「日本複写権センター」へ委託する予定である。

5. 参考：日本複写権センターについて

日本複写権センターの作成した資料によると、日本複写権センターの概略は次のとおりである。

(1) 趣旨

① 複写機の発達・普及にとともに、著作物が出版物から容易かつ頻繁に複写されるようになり、著作者および出版者の経済的利益に影響を与えている。

② 著作物を複写する者は、事前に権利者の許諾を得ることが煩雑なことから、結果的に無許諾で行うことが多く、他方、権利者も自己の権利を自ら行使することが困難となっている。

③ こうした問題の対策として、権利者の保護と著作物の円滑な利用の両方に資する観点から、複写に係わる

著作権（複写権）の集中処理方式が最も現実的である。この方式は、多数の権利者から複写権の委託を受け、その複写権について利用者に許諾を与え、使用料を徴収し、権利者に分配する業務を行う機関を設置することにより、利用者は、個々の権利者と直接交渉することなく、当該機関と契約を締結することによって、著作物を複写利用できるようにするものである。

④ 国際的には、既にアメリカ、イギリス、ドイツ等18カ国において、このような集中的に権利処理を行う機関が設立されている。わが国でも集中的権利処理機関を設立することが長年の課題であった。

(2) 目的

出版物の複写に関し、著作権を擁護するとともに、著作物の公正な利用を図り、あわせて著作権思想の普及に努め、もって学術文化の発展普及に寄与する。

(3) 事業

① 複写権の委託を受け、複写の利用者との間に立って、利用を許諾し使用料を徴収して権利者に分配する。

② 複写権の処理に関する照会等の対応、複写権処理に関する会員相互の連絡調整、著作権思想の普及事業、複写権に関する外国の権利者団体との連絡および提携等、本センターの目的を達成するために必要なことを行う。

③ 円滑な運営が確保された段階で日本複写権センタ

ーを社団法人化する。

(4) 会員団体

日本文芸著作権保護同盟、日本脚本家連盟、美術著作権連合、全日本写真著作者同盟、日本グラフィックデザイナー協会、学協会著作権協議会、出版者著作権協議会、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、自然科学書協会、出版梓会、日本図書教材協会、日本専門新聞協会

(5) 役員

会長 近藤次郎（日本学術会議会長）

理事長 大林 清（日本文芸著作権保護同盟理事長）

など

6. 補足

① 著作物の委託料（著作権者；気象学会）

著作権者は複写権の委託料を日本複写権センターへ支払う。気象学会の場合は、2,000円程度の一時金となる。

② 著作権使用料（複写利用者）

複写権の利用者は日本複写権センターと利用許諾契約を結ぶ（4つの契約方式がある）。契約方式に基づき複写量を算定し、著作権使用料を同センターへ支払う（基本単価1頁2円）。

③ 使用料の分配（日本複写権センター）

複写利用者の複写状況に応じて、著作権者へ使用料の分配を行う。ただし、当面はセンター設立諸費用に充てるため分配は行わない。



井上フェローの採用を希望する研究者の募集について

財団法人井上科学振興財団では、自然科学の基礎的研究に関し、新分野の展開を志す年齢45歳未満の優秀な研究者に対し、研究者自身が選定した若い研究員を井上フェローとして採用し、当該研究の推進に協力させる方途を開く。

井上フェローは、全体で5名、博士号取得者（年齢35歳未満）、フェローには月額30万円の研究奨励金を給付、

期間は2カ年、但し、自己の研究室以外から選択すること。

本件につき希望者は、本年10月末日（月）までに、直接下記に連絡されたい。

財団法人 井上科学振興財団

〒150 東京都渋谷区猿楽町 11-20

TEL 03-3477-2738 FAX 03-3477-2747